



角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか 「近代的子ども観の誕生」の描き直しの一例として

著者	元森 絵里子
雑誌名	明治学院大学社会学・社会福祉学研究 = The Meiji Gakuin sociology and social welfare review
巻	152
ページ	1-39
発行年	2019-02-28
その他のタイトル	The Disappearance of the Kakubei-Jishi Child Performers: Rethinking the Construction of Modern Childhood
URL	http://hdl.handle.net/10723/00003590

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

——「近代的孩子観の誕生」の描き直しの一例として——

元 森 絵里子

1 角兵衛獅子の消滅＝近代的孩子観の誕生か

角兵衛獅子という新潟市南区月潟(旧月潟村)に伝わる郷土芸能がある。大仏次郎の小説『鞍馬天狗』や、その映像版である美空ひばり演じる角兵衛獅子の少年杉作を思い浮かべることができるのは、現時点でかなり年配の方であろう。角兵衛獅子は、幼少時の体の柔らかさを利用した、明確に「子ども」と呼べる、身体的に成人より小さな人たちによる曲芸である。江戸末期から明治期の写真を見れば、数名の小さい子どもたちが小さな獅子頭をかぶって、しゃちほこ立ちやブリッジやそれ以上の軟体芸を披露し、時にはその腹に別の獅子が乗ったりしている。太鼓や笛を持った大人が横にいることも多く、彼らの着ている服はさしてきれいとは言いがたい。門付けであったといわれることが多いが、いわゆる大道芸による投げ銭稼ぎの渡世稼業であったと言える。

『日本国語大辞典 第二編』は、「角兵衛獅子」を以下のように記している。

獅子頭をかぶり、鶏の尾をつけた衣服を着た子供が二、三人、笛、太鼓の音につれて踊り回り、逆立ちなどの技を見せるもの。多く正月などに舞い歩き、災いを除くとい



図1：長谷川光信画 角兵衛獅子
『絵本御伽品鏡 3巻』
(1739, 国立国会図書館所蔵)

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

われる。越後国(新潟県)蒲原地方出身が多いので「越後獅子」ともいう。かくべえ。

新潟市南区産業振興課名義で出されている郷土物産資料室のパンフレット「角兵衛獅子の由来」には、その由来が2説示されている。1つは、常陸の国から移り住んだ角兵衛が殺され、死ぬ前に敵の足の指を噛み切ったことから、残された息子たちが足の指のない犯人を捜すために、「あんよの指のないものを気をつけて見れ」と歌い囃して逆立ちをした獅子舞で諸国を歩き回ったというもの。もう1つは、月潟地域は信濃川の支流中之口川が氾濫するたびに飢饉に苦しんだため、農民角兵衛が獅子舞を創業し、農閑期の出稼ぎとして村民に広まったというものである。村には、義経が道案内と舞の奉納をしてくれた角兵衛獅子一行に与えた「天下往来の特許状」が伝わっているが、村の創始は永禄年間(1558～1570)であり、これは「罪のない伝説であろう」と記されている。

いずれにしても、宝暦5年(1755)に江戸に現れて一大流行したと『越後名寄』(1756)に記してあり、江戸中期には知られた存在であった。天明元年(1781)に、月潟村の庄屋与頭忠兵衛が代官所に提出した「越後国獅子踊由来」には、村の渡世稼業が75軒(組頭30人、各組7～8人の獅子)と届けている(月潟村誌編輯委員会編 1978: 509-511)。文化8年(1811)には歌舞伎「越後獅子」および長唄「越後獅子の唄」が発表され、文化11年(1814)には、常磐津の「角兵衛」が初演されている。文化12年(1815)の『越後野志』にも名称が記されている。

この角兵衛獅子(越後獅子)は、明治期以降、現代に至るまで、大変な流転を遂げることになる。江戸期には隆盛を極めた角兵衛獅子であるが、明治以降の時代の変化の中で、明治末期から大正期には消滅してしまう。その経緯は、現在では、学校制度が広まったからとか、児童虐待防止法が制定されたからなどと説明されている。ところが、これがなぜか、地元有志によって、昭和11年(1936)に、義務教育年齢は過ぎている芸妓でという妙な形で復活させられてしまう。

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

昭和34年(1959)には、小学校長との取り決めで学業と子どもの身体の保護に留意した形に改変することで、地元有志の小学生たちで舞台芸として本格復活を遂げる。そこから60年近く、口上継承者や庇護者の死去で継承が危ぶまれつつも「角兵衛獅子保存会」の活動が続き、村のアイデンティティ、観光資源となっている。新潟市への合併後には、南区を代表する「郷土芸能」として、平成25年(2013)に新潟市無形文化財に指定される。つまり、「虐待」とまで言われて消滅したものが、今や「郷土芸能」「文化財」として言祝がれているのである。

本稿は、子ども史の一例と言えるこの角兵衛獅子の消滅の過程を(再)検証するものである。アリエス『〈子供〉の誕生』(1960=1980)は、18世紀までに、子どもに対する「可愛がり」(保護、甘やかし)と「激昂」(しつけ、教育)の感覚が現れてきたと述べている。この「近代的孩子観の誕生」仮説は、時に反証されながらも広く受け入れられ⁽¹⁾、それが欧米さらには非欧米社会で思想や制度の形で浸透し、中流から下層へと広がり定着していく様子を詳細に検討する子ども史の研究が積み重ねられている(たとえば、カニンガム(2005=2013))。

角兵衛獅子が学校教育の整備やそれを虐待と見る感覚の中で消滅していったのだとすると、これは日本における近代的孩子観の誕生・浸透の一局面の例と言える。一定年齢以下の子どもは肉体的・精神的に保護され(=虐待されず)、学校に通って勉強して将来に備えるものであるという規範が、明治期以降に人々の社会意識に浸透していったのは疑いないだろう。現代の人に明治の角兵衛獅子の写真を見せたら、異世界を見た感覚を覚えるだろう。角兵衛獅子は、「可愛がり」と「激昂」というべき子ども観が非中間層にまで浸透することで、消滅したようにも見える。

だが、その消滅の過程をつぶさに見たとき、それほど単純な図式でもないことが見えてくる⁽²⁾。つまり、結果として角兵衛獅子は消滅し、現在の私たちは子どもに過酷な曲芸をさせるのは望ましくないという規範を受け入れているかもしれない。だが、資料からは、近代的孩子観が浸透して角兵衛獅子が消滅

したという図式とは異なる，子どもをめぐる観念・規範と角兵衛獅子の実態の錯綜関係が見えてくるのである。

したがって，この「消滅」の過程を具体的に示すことは，アリエス以降，「近代的孩子観の誕生・浸透」とくくられてしまいがちな事態を見直す視角を提示する一つの契機となるのではないか。そのような意図をもって，検索を駆使したり郷土史の参考文献をさかのぼったりして，現時点で集められるだけの資料を集めた⁽³⁾。それらを提示することで，イメージ・言説と制度と実態が錯綜する角兵衛獅子の「消滅」過程の曖昧さを，極力現実に即して描き出したい。

なお，子どもたちで復活し文化財化する過程については，別稿を期したい。もちろん，消滅時期の子ども観の錯綜関係の延長に，復活・文化財化という現状があると考えられ，「近代的孩子観の誕生・浸透」図式の描き直しは，「近代的孩子観の揺らぎ・消滅」などが騒がれる現代を描き直すことにつながると思われ。

2 曖昧な「正史」と記録上の事実としての消滅

本論に入る前に，角兵衛獅子の「消滅」が，現時点でどのように語られているかを確認しておく。

庶民が生きるための芸であり，忌避感情を伴って消滅していったと推測されるだけに，角兵衛獅子の歴史は徹底的に後付けである。現時点での角兵衛獅子に対する公式な歴史観とも呼べるものは，江部保治(文)・横山信子(画)『ビジュアルふるさと風土記⑤ 越後・月潟角兵衛獅子ものがたり』(2003)であろう。ここでは，「明治五年(一八七二)に学校制度が施行されると，子供たちは学校へ行くようになり，獅子舞をする姿は全く見られなくなりました」の一言で，消滅が語られている。

一方，村に伝わる郷土資料群(関村賢太郎文書)から往時の角兵衛獅子の芸と

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

組織の詳細を明らかにした近藤忠造編『郷土芸能—角兵衛獅子』(1997)では、「学齢児童の就学の義務化と相俟って昭和八年五月公布された『児童虐待防止法』によって角兵衛獅子も廃絶の止むなきにいたった」(近藤編 1997: 2-3)としている。郷土史家小湊米吉による『角兵衛獅子』(2000)では、東京府で明治7年(1874)8月3日に⁽⁴⁾、新潟県では明治11年(1878)7月6日に、角兵衛獅子禁止の布達が出ているとしていることに言及されている。

つまり、消滅をめぐる、明治初期の学制と禁止令、そこから半世紀以上先の昭和初期の児童虐待防止法と、かなり隔たった「原因」に言及されているのである。もちろん、多くの人にとっては、「近代社会になって、子どもが学校に行かないことや、子どもを曲芸で虐使することが批判されるようになって、角兵衛獅子は徐々に消滅した」で、十分なかもしれない。しかし、「子ども観の誕生」とされる事態を考えると、この半世紀で試行錯誤があった点を具体的に描き出し検討することこそが重要に思われる。

角兵衛獅子の消滅を近代的孩子観の登場という観点から分析した先行研究は、管見の限り、池内恵那「変容する角兵衛獅子」(2012)が唯一のものである。池内の議論は、上記の半世紀以上のタイムラグを、現実の抵抗があるなかで、近代的なまなごしが浸透する一方で、実態が批判され消滅していった歴史として描いている。まず、明治初期の文明国の視線を反映した角兵衛獅子解放論から、明治20年前後から明治末期に頻出する事実報道を経て、「かわいらしい」子どもたちが「憐れ」にも虐使されていると見る近代的な子ども表象が成立していくと見る。他方で、角兵衛獅子の悲惨な実態が明治後半に興隆する貧民層のルポルタージュなどに描きこまれて、都市空間の負の側面として表象されていく。結果として、月潟という共同体においても角兵衛獅子稼業は蔑視の対象となって消滅していき、児童虐待法とともに完全に姿を消した。そしてまさにそのころから、大仏次郎『鞍馬天狗』(1927～28年に『少年倶楽部』に連載)のような大衆文学で、角兵衛獅子は「憐れ」だが「純真無垢」で子どもらしいと

いう表象として語られる時代がくる。と、このような見通しを示している。

この分析の細部については首肯できる点ばかりである。ただ、全体的な解釈として、子ども観の誕生(論文内の言葉では「変質」「変容」という単線的な図式に着地させようとしすぎているのではないか。例えば、開化期の言説から明治中期の言説までの空白期間を無視して、そこに子ども観の連続的な変容を見出してよいのか。また、『鞍馬天狗』が昭和2年(1927)で、児童虐待防止法が昭和8年(1933)ということは、大衆文化が角兵衛獅子を消費している横で、児童虐待防止法制定に向けた動きがあったことになるが、そのことをどう考えるのか。さらに、現状では学校制度の浸透という説明が力を持っているにもかかわらず、アリエスの「可愛がり」と「激昂」でいえば、ロマン主義的・童心主義的な「可愛がり」の視点の登場のみを強調し、「激昂」(しつけ、教育)に関する子ども観の検討が稀薄でよいのか。児童虐待防止法を尻目に角兵衛獅子が復活したことをどう見るのか。

こういった細かすぎるようにも見える事実を考えたとき、単線的ではない歴史の見取り図が必要ではないだろうか。そのために、本稿では、まず、時系列順に並べた角兵衛獅子言説を探索的に分類した。その結果、池内も指摘するような、西洋近代由来の角兵衛獅子解放論や、「憐れ」を「かわいらしい」と消費する心性、悲惨な実態報告の視点、角兵衛獅子発祥の村に対する語り、芸能として懐かしむ懐古的なまなごしなど、複数の言説のまとまりが見えてくることになる。ただし、それを単一の「誕生」「変容」「浸透」などの形で見ることなく、むしろ本稿は、互いの断絶・並列・すれ違いといった関係に注目して再構成することを試みる⁽⁵⁾。こういった作業によって、近代的孩子観が単線的には浸透しきれない歴史が展望できるのではないか。おそらく、「近代」なるものも、「子ども観の誕生」図式も、そのような多面体、多項体の歴史として描き直される必要がある。

ちなみに、月潟村および東京府における角兵衛獅子稼業従事者の数は、折に

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

触れて報告されている⁽⁶⁾。新聞報道を元に昭和初期の郷土史家たちが言及し、関本賢太郎氏のまとめを経て、『月潟村誌』(1978)以降の研究で、数字として定着している。歴史的に残された「報告」がどこまで正確なのか自体が不明ではあるが、「実態」を垣間見る資料として最初にまとめておく。

天明元(1781)	月潟村：「越後国獅子踊由来」 渡世75
明治5(1872)	月潟村：壬申戸籍 獅子舞渡世19
明治初年ごろ	月潟村：有力親方株所有者17
明治10(1877)	東京府：警視庁調査 従業者30名あまり
明治19(1886)	東京府：警視庁調査 従業者51名
明治27(1894)	東京府：警視庁調査 従業者70名あまり
明治末期～大正初期	月潟村・東京府：まだ若干残っていた (以上、『月潟村誌』より)
明治44(1911)	月潟村：「親方が三四軒残つたきり」 (杉村廣太郎1911『越後記・越佐日記』より)
大正元(1912)	東京府：親方3と獅子8の出身地調査 親方2名が月潟村出身で子は他県出身 (1928.1.17『時事新報』より)
大正10(1921)	月潟村：親方1人(1920.7.28『大阪朝日新聞』より)

3 開化のまなざし・変わらぬ実態——明治初期

明治初期、欧米のまなざしは、角兵衛獅子を問題あるがありふれた情景として描写している。明治4年(1871)5月16日のThe Far East紙の記事【1】では、横浜の4名の幼い角兵衛獅子の写真を載せ、幼い子は4歳くらいに見えることや教育を受けていないこと、子どもの独立採算ではなく親方の元を買われてきた

子であること等に言及している。開化の時代の外国人のまなざしは、低年齢、無教育、人身売買の3点を問題としていたことがわかる。

角兵衛獅子だけ追うとわかりにくいのが、通称「娼妓解放令」として知られている明治5年(1872)の太政官布告第295号は、「人身売買」と「年季奉公」を「人倫に背く」と禁止し、「娼妓・芸妓等年季奉公人、一切解放致すべし」としている。本令は、日本における芸娼妓の人身売買が国際人権問題化するなかで出された。この際に人身売買された年季奉公人として槍玉に上がったのが、芸娼妓に加えて、角兵衛獅子である。同じ年には、学制が発布され、義務教育制度が始まろうとしていた。

東京府は、解放令が行き届いていないので角兵衛獅子の実態調査するように命じ【4】、8月7日に「自今、新ニ稼方相始候儀ハ決テ不相成候。且是迄ノ幼児ト雖ドモ、人身ニ不害他ノ営業ニ相ツカセ、精々可心掛、此旨区長戸長ニ於テ本人共へ厚申諭、更ニ請書取置、其段可届出事」との布達を出し【5】、新規の角兵衛獅子稼業の開業を禁ずるとともに、現在その稼業にあるものは、猶予期間のうちに幼児でも体に害のない職業につかせるべきことが指示されている。

こういった状況下、初期の日刊紙は、体の柔らかい幼いうちに訓練せねばならないことから、「開明の時に際し」「学業は固より商業の道も知らず身体柔弱殆ど廢人の如きに至らしむるは実に哀れむへし」【3】と批判している。いわゆる投書欄でも、角兵衛獅子が、貧民を年季で拘束するものであること、骨の柔らかい幼いうちに食事も与えずに酔を飲ませて訓練することなどを述べ、「人倫」の問題であり、勉強させる必要があると述べたりしている【2】。実態調査を要求したり【6】、禁止されているのに子獅子が大きくなること(つまり、新規売り買いがなされているらしいこと)に疑義を呈したりする投書もある【7】。子ども期の無教育、身体に悪影響を与える処遇、人身売買という観点から批判しているといえる。

明治初期、人身売買を非難する海外のまなざしを受け、角兵衛獅子は形式上

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

「解放」される。そして、言説の上では、そういった海外のまなごしをなぞる形で、解放令との関係で人身売買が、学制との関係で勉強すべき年齢なのに勉強していないことや身体に害がある育成方式であることが、批判されている。このように、開化の時代、幼い年齢の子どもの無教育(未就学)、身体の酷使、人身売買を批判するという近代的孩子観と呼びうる言説が西洋からもたらされ、角兵衛獅子批判はたしかに存在する。

ただ、後の時代との比較を先取りすれば、これらは、問題解決を志す運動論的なまなごしではなかった。実態として進まない解放を強く批判しているというよりは、傍観者的である。加えて、これらの明治5～9年のいくつかの言説のあと、少なくとも現存資料では、一旦言説史的には空白期間となる。つまり、開化の時代の議論は、次への内在的な展開には繋がらず、開化期の外国の視線をなぞった一時的な議論に終わっているといえる。

表1 角兵衛獅子文献一覧①

- [1] 1871.5.16 “Shishi, Juvenile Street Tumblers,” *The Far East*, pp.2-3.
- [2] 1973.1.18 『東京日日新聞』投書。(人倫の問題)
- [3] 1974.7.4 『横浜毎日新聞』。(開明の時に実に哀れむべし)
- [4] 1974.7.7 東京市(明治七年総御達簿)(『東京市史稿 市街篇56』, p.543所収)。→1874.7.9 『郵便報知新聞』にて報道。
- [5] 1974.8.7 東京府知事 越後獅子舞の差止の布達(国立劇場調査養成部芸能調査室編・発行 1980『明治の演芸(一)』, pp.37-38)。→ 8.9『日新真事誌』ほかにて報道。
- [6] 1875.6.18 『読売新聞』投書。(こじきと言っても千差万別、実態の見極めを)
- [7] 1876.6.23 『読売新聞』投書。(減らない角兵衛獅子、大きくならないのも不思議)

4 実態の可視化の開始とやりすごし——明治20年代

明治15年(1882)に小石川区の親方が角兵衛獅子の由来を提出した文書『遊芸由緒書』[8]を挟んで、明治18年(1885)から明治30年(1897年)ごろにかけて、

新聞報道で、親方の折檻【9】、迷子・逃亡【10】【12】【21】【23】【39】【41】の記事が出てくるようになる。明治19年(1886)の調査では、角兵衛獅子の実数は増加に転じており、明治32年(1899)には、「一時廃れしが近来或一部の人の喝采を受け市中を徘徊する者増加したり」と報道されている【32】。ちなみに、解放令や禁止令があったことには言及されず、角兵衛獅子は都市の風景として定着しているように見える。

この時期の報道は、原則として事実報道中心である。出頭命令や禁止等の取り締まりの記事も繰り返され【11】【16】【19】【25】、親方が残酷だという点は定番の表象として定着しつつも、実態的には取り締まりが機能していないことがうかがえる。待遇に堪えかねて逃亡した獅子を親方の元に戻したという記事もあり【26】⁽⁷⁾、角兵衛獅子を保護したり親方を取り締まったりといった対応を期待する心性は、報道には見られない。

報道に加えて、下層社会のルポルタージュが登場し始めるこの時代に、その貧困層の一類型として、角兵衛獅子が描き出され始める。明治26年(1893)、松原岩五郎『最暗黒の東京』【20】で、「此の窟の特産物たる幼稚園的芸人の角兵衛獅子等」(p.6)、「幼稚園的芸人たる角頭獅子の児供を飼ひて稼がする親方」(p.22)と描出される。同様に、新聞報道でも、貧困層の風景の一部として言及される【27】【28】【29】【30】【31】。

これらの事実描写のほかに、越後の「名物」「風俗」として、その由来を解明・解説しようとしている文書も見つかる。明治22年(1889)の吉田東伍「越後名物角兵衛獅子」【13】は、「角兵衛ハ今ハ売伎ニテ乞巧ニ類スレド、元々は「神事」であるとしながら、「名物」である角兵衛獅子の起源を江戸期の文書等から探ろうとしている(【14】で村上玉吉による反論が提示される)。明治27年(1895)の『越後風俗志』【22】や明治31年(1898)の『風俗画報』【32】では、中之口川の水害に由来し、農民角兵衛が発明したという起源に言及している。小話集の中に、角兵衛獅子が描写されているものもある【24】。

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

明治20年代前後、かつて解放令が出された事実がなかったかのように、現実問題として角兵衛獅子は都市に出没していた。その事実を、一方で、時に貧困層の実態の一場面として、時に単に報道価値があるものとして、書き留める視線が現れた。他方で、「名物」として由来を含めて書き残そうという態度も観察される。ただ、それを声高に憐れだ、問題だという態度は、ほぼ付随していない。角兵衛獅子の存在は、徐々に言説上で(再)可視化されつつも、報道・ルポルタージュや風俗として消費される形でやりすごされていた。

これが少しずつ変化してくるのが、20世紀に入ってから、明治30年代に入った頃からである。外国人向けと思われる観光案内書に“kakubejishi street contortionists”【35】や“Kakubei's Lion Dance”【42】として、価値判断を留保した形で景色として掲載されている一方、日本国内向けと思しき名勝案内や辞典・解説には、農家の親子の副業なのか人身売買を伴う物乞いなのかを確定して解説しようとする視線が出てくる。「此れ皆農家の少年にして乞丐の種にあらず」(『新潟名勝案内記』【37】，p.17)と前者を強調するものもあれば、「真実の親子連れにはあらずして憐れむ可き『テ、ナシ子』にして畢竟乱淫の結果なるよし」(『越後の婦人』【38】，p.61)、「今は越後より来るにはあらで、東京市中を廻るものは、本所に親方ありて多く貧民の幼児を貰ひ、芸を仕込みて稼ぎとするなり」(『日本家庭百科事彙』【44】，p.122)と後者を主張するものもある。

こういった中で、明確に区切りと見えるのが、明治37年(1905)8月1日の『読売新聞』の記事「小供の新聞 角兵衛獅子」【40】である。

表2 角兵衛獅子文献一覧②

- 【8】 1882.8.10 『遊芸由緒書』(国会図書館所蔵).
- 【9】 1885.2.10 『朝日新聞』「獅子子を殺す」.(親方による折檻で死亡)
- 【10】 1885.4.15 『読売新聞』「親方にはぐれた子供の角兵衛獅子を警察が保護」.
- 【11】 1885.9.26 『絵入自由新聞』.(親方を警察署へ呼び出し)
- 【12】 1888.10.19 『朝日新聞』「迷ひ獅子」.(9歳迷子を保護、親方見つからず)

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

- [13] 1889 吉田東伍「越後名物角兵衛獅子」『文』3(7): 431-432.
- [14] 1889 村上玉吉「角兵衛獅子のことに就て」『文』3(8): 494-495.
- [15] 1889 「所謂角兵衛獅子について研究を望む」『順天堂医事研究会報告』56: 43-45.
- [16] 1890.11.30 『読売新聞』「角兵衛獅子」.(警視庁が営業許可更新認めず)
- [17] 1890.11.30 『読売新聞』「迷い獅子」.(10年前に外国に買われた角兵衛獅子の帰国)
- [18] 1892.6.12 『中央新聞』「愛子の尽きた話し」.(尻を出して角兵衛獅子踊りをする芸妓)
- [19] 1892.6.15 『読売新聞』「角兵衛獅子」.(残酷な親方取締りを逃れる)→1892.6.15 『中央新聞』「角兵衛獅子猶跡を絶たず」に再掲.
- [20] 1893 松原岩五郎『最暗黒の東京』民友社.
- [21] 1894.8.22 『読売新聞』「獅子酒樽の中に睡る」.(空腹で眠る獅子に発見者が飯を与える)
- [22] 1895 温古談話会「一部落の風俗習慣」『越後風俗志』(1977『越後地誌風俗全書』歴史図書社, p.303所収).
- [23] 1896.4.2 『朝日新聞』「獅子六疋の紛失」.(巡業中に中獅子2名小獅子2名行方不明)
- [24] 1896 入澤八十二編「角兵衛獅子の話」『徒然の友』薫志堂, pp.30-31.
- [25] 1897.1.28 『朝日新聞』「御停止開の貧民」.(禁止明けて角兵衛獅子が真っ先に出てくる)
- [26] 1897.11.22 『読売新聞』「可憐の病児」.(逃亡角兵衛獅子巡査が保護、親方に引き渡す)
- [27] 1897.12.20 『読売新聞』「歳末の景色さまざま(十)貧困国現況」.(「丙種」営業に角兵衛獅子)
- [28] 1897.12.23 『読売新聞』「歳末の景色さまざま(十三)貧困国のつづき」.(角兵衛獅子の項あり)
- [29] 1898.3.12 『朝日新聞』「窮児の種類」.(貧困層の子の現状、男児は角兵衛獅子に売られるか追放されて乞食となる)
- [30] 1898.10.1 『朝日新聞』「府下安宿の現況」.(貧困層の一例に越後獅子)
- [31] 1898.10.3 『朝日新聞』「辻芸人と観覧物の今昔」.(例として角兵衛獅子、玉乗りと比較)
- [32] 1898 池田かげらふ「越後獅子の起源」『風俗画報』156: 17.
- [33] 1899.10.1 『朝日新聞』「寸珍種々」.(一次廃れたが増加している)
- [34] 1900.9.24 『読売新聞』「角兵衛獅子の明巢狙い」.(16歳空き巣でつかまる)
- [35] 1900 史伝編纂所編・発行『日本之名勝』, ページ数記載なし.
- [36] 1901.8.29 『読売新聞』「獅子の子電車に轢かる」.(まもなく死亡)
- [37] 1901 福原鍊平「角兵衛獅子」『新潟名勝案内記』新潟印刷, p.17.
- [38] 1902 関甲子次郎『越後の婦人』高桑儀作, p.61.

- 【39】 1903.11.26 『読売新聞』「獅子の子」.(迷子)
- 【40】 1905.8.1 『読売新聞』「小供の新聞 角兵衛獅子」.
- 【41】 1905.11.13 『読売新聞』「角兵衛獅子の迷児」.(6歳、住所不明)
- 【42】 1905 小泉墨城『敷島美観』 帝国地史編纂所, ページ数記載なし.
- 【43】 1905 菊池貴一郎「角兵衛獅子」『江戸府内絵本風俗往来』 東陽堂, pp.27-28.(歌川広重の錦絵の解説)
- 【44】 1906 富山房百科辞典編纂部編「越後獅子」『日本家庭百科事彙』 富山房, p.122.
- 【45】 1906.10.16 『朝日新聞』「宇都宮の監獄破り(角兵衛獅子に身を糞す)」.
- 【46】 1906.10.17 『朝日新聞』「破獄囚の護送」.(【45】の続報)

5 社会問題化と消えゆく実態のすれ違い

——明治30年代後半～大正初期

(1) 教訓化される獅子——子ども期の断層

「小供の新聞」【40】という欄の名称や子どもを読者対象とした欄の存在自体が⁽⁸⁾, 明治33年(1900)に小学校の無償化と義務化が明示され, 明治40年(1907)に義務教育6年制が敷かれるという時代状況を反映しているように思われる。小学校の就学率が(少なくとも数字上)95%を超える時代に向かう中, (表記や表現にはばらつきがあれ)「子ども」という集合表象が成立してきた時代である。それは同時に, そこからこぼれ落ちた子たちを, 包摂していくための諸制度が整い出す時期でもある。明治33年(1900)には, 今でいう児童福祉や少年司法の対象となる子たちの処遇を定めた感化法が, 明治44年(1911)には, 児童労働禁止規定を含む工場法が制定されるという時代である。

「小供の新聞」は, すでに近代家族と近代学校教育制度に囲い込まれた子どもたちに向けたメディアであっただろう。その欄は, 読者である子どもたちに, 角兵衛獅子を次のように説明する。

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

小さな獅子頭をかぶつて、太鼓をたゞき笛を吹き、二人またハ三人連れ立つて来る角兵衛獅子ハ、皆さんも見て知つてゐらっしゃいませう。一昨日社へでますとき、十二三のが太鼓をたゞき、八歳か九歳ぐらゐのを二人連れ、歩いて居たを見ましたから、今日ハそのお話をしませう。

かれ等ハ誠に可哀さうなもので、皆さん方のやうに、阿父さま阿母さま又ハ兄さま姉さまなどのお傍にゐて、学校へあげて戴いたり、お朋友と遊んだりすることハ出来ません。(中略)鬼見たやうな親方に責め使はれて居る。(中略)

世の中ハこんな可哀さうなものもあるかと思へバ、皆さん方の御身分ハ、実に結構ぢやありませんか。能くダツを捏て阿父さまや阿母さまを困らせて居らっしゃる方もあるやうですが…………いや、それハ学校へも往かない子ですnee。(強調引用者)

ここからはまず、この時期、角兵衛獅子は都市中間層が目のできるものであったことがわかる。そして、「可哀さう」という感情表現が明確に押し出されている。それは、彼らが、読者とは異なり、家族に守られず学校に行けず、親方(おそらく実親ではない)に虐使されていることが関係している。しかし、近代的な子ども期を享受できない角兵衛獅子に対して、それを救おうと提案されるのではなく、読者は恵まれているのだから駄々をこねないようにというしつけに利用されている。

同様に、明治43年(1910)の『現代児童教訓実話』【53】所収の「越後獅子」という短編は、門付けに来る角兵衛獅子にいつも優しく心づける家の話であり、それと対比するように「彼の親はどうしたのであらう。まさか真の親の情を知らない人手に、最愛の子を渡すなんと、云ふことはすまいに」(p.84)と角兵衛獅子の境遇を哀れんでいる。ただし、挿絵では、逆立ちする角兵衛獅子をきれいな着物を着た女兒が室内から眺めており、階層的な対比が書かれている。結

びは「あはれみを物に施す心より 他に仏の姿やはある」(p.86)という短歌である。獅子を救おうというよりは、恵まれた階層の児童への「教訓」を示すことが主眼であるとわかる。

この時期、行楽の描写の背景にさらに角兵衛獅子が書き込まれたりすることもあるように【62】、「かわいそう」な子という感覚はありつつも、そのような子が現にいることは自明の光景である。戯曲「角兵衛獅子の姉妹」【66】内でも、角兵衛獅子が店の主人に「可哀想」「感心」と呼びかけられ、芸など見せなくてよいといわれて心づけをもらっているが、それ以上の救いはない。

(2) 社会問題化される獅子——子ども期の浸透の企図

ただ、この時期、同様の変化の別の方向性も見取れる。まず、事実報道や風俗描写においても、「可憐」「憐れ」などの形容詞が頻出するようになる。5歳と7歳と9歳くらいに見える「可憐いたけな角兵衛獅子」が電車で「コクリコクリ」と居眠りし、起きると笛吹きと太鼓に拳固を食らわされたというエピソードや【49】、酒を要求する角兵衛獅子との出会いを「憐れなる児よ！幼少から角兵衛獅子の芸当を仕込むべく強烈なる酔を朝夕吞まされ、骨もクタクタに軟曲して人間の価値の無い其上で酒を飲んで出なんとする！」と評した読み物【48】などがわかりやすい。

加えて、角兵衛獅子の境遇を「虐待」「人身売買」という言葉で表象する論が報道・論説ともに登場する。例えば、明治41年(1908)の獅子の行き倒れと親方への引渡しに関する報道だが、同じ事件を『朝日新聞』が「空腹に耐えかねて」としているのに対し【50】、『読売新聞』は「虐待されて飛び出したる」と書いている【51】。明治45年(1912)の実父母を探し出したいと「子供心に決心」して、親方からの保護を求めた獅子の事案は、両紙に「買い取られた」「買はれた」「貰子」「殴打」「虐待」など表現されている【59】【60】。「聖代に人身売買 悲惨なる角兵衛獅子 子供を種に食ふ親方」【52】という見出しの記事もある。「三

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

歳の時浚われた男」という記事【61】では、記事内では「誘拐」という言葉が使われている⁽⁹⁾。

そして、おそらくこういった言葉遣いの変化に関連して、それが「人道」「人権」の問題であり、改良されるべきだという明確な社会問題化の論調が現れてくる。明治44年(1911)の笹川潔「珠乗角兵衛獅子」【58】(【54】)は、

人道の上から観ると、何ふも珠乗や角兵衛獅子の類は、残忍なる芸当で有る、それを親子相携へて見物したり喝采するのは、甚だ気の知れ無い沙汰と謂はねばならぬ。

唯だ訳もなく面白がつて見て居る連中には、咎むべき廉が無いやうで有るけれども、見る子供と見らるゝ子供との間には、一種の社会主義的關係が生ぜずには居られない。(中略)

珠乗角兵衛獅子も亦た人の子で有る(中略)若し彼等にして人権の何ものたるを解して居たならば、必ずや見物人に向つて、其無情を罵らずには居れまいと思ふ。(p.9-p.10, 強調引用者)

と述べ、児童労働の禁止法である工場法を拡充して、「此種の興行巡業を取締る必要が有る」(p.11)として、フランスの「巡業に於て使用する幼者保護に関する法律」(1874)を紹介している。

若き日の倉橋惣三(幼児教育学者)の記名論説である「稼ぐ子供(四)」【55】では、「軽業興行の子供芸人お獅子ちよほくれ何々節の大道芸人に幼い子供が使はれて居るのはその国の文明の恥とさへ思ふ」として、「稼ぐ子供」の「叫びを是非聞いて貰はねばならない」として「救済の必要」を訴えている。

「可憐な子供を喰物にすると云つたら、鬼のやうだが(中略)角兵衛獅子の親方と云ふ奴も其の一だ」(p.68)で始まる『無名通信』の記事「角兵衛獅子の裏面」【65】は、角兵衛獅子は「時代遅れの商売」(p.69)でもうからず、「垢染みた檻樓」

(p.69)を着ていることから察せられるように、「忌はしい人身売買や子供の掻浚ひやの恐るべき罪悪が行はれて来る」、「彼等の常套手段は貧困者で子沢山の人間を見出して、其の弱みにつけ込んで僅かの金で買い取るのだ」(p.70)とし、「斯かる商売の一日も早く社会から絶滅されん事を心から希うのである」(p.71)と結んでいる。

東京市養育院の機関誌において、市場鴨村「幼児虐待に就て」【63】は、角兵衛獅子を玉乗りなどとともに、動物虐待法になぞらえつつ「児童虐待」だとしている。同年の通信欄には、「惨たる女角兵衛獅子の生涯を叙して読者諸君へ紹介し見ん、幼児虐待の程思ひ半に過ぐるものあらんかな」【64】(p.242)という記事が載っている。昭和8年(1933)の児童虐待防止法制定につながる、旧弊であり法整備によって克服されるべき「児童虐待」問題の系譜に、「角兵衛獅子」が位置づけられたことになる⁽¹⁰⁾。

こうして、角兵衛獅子は、社会事業家たちによる、子ども期の享受がままならない層がいることは問題だという視線に巻き込まれ始める。「児童虐待」「児童労働」などと名指される社会問題・人権問題として把握され、そのような芸は「絶滅」され、子どもたちは子どもらしい子ども期へと「救済」されるべきだと位置づけられる。

(3) 実態として消えゆく獅子

ところが、この間、実態としては、一時期再興したはずの角兵衛獅子は、消滅に向かい始める。冒頭に見たように、明治末期には、東京でも月潟でも、角兵衛獅子は「若干」存在していたのみであった。

ここで欠かせないのが、明治44年(1911)に月潟村を訪れた杉村廣太郎による『越後記・越佐日記』の記載である【57】。「人の子供をかッ払つて、来て、之れに酔を飲ませて、柱に縛りつけて、獅子の稽古をさせるといふ現場を、此の月潟で突き止めて置いて、東京へ帰つた上、『新潟県下の一大人道間

題』とか何とか題して、天下の世論を捲き返す積で、其の論文の冒頭迄考へて」(p.111-p.112)月潟入りした杉村は、古老とのやりとりを経て、月潟には「親方が三四軒残つたきり」であり、「貰ひ子をするも、稽古をするのも、皆旅先で今は旅先が、却つて根拠地となつてゐる。若し、今日の越後獅子の本場とは尋ねたら、越後国月潟でなくて、武蔵国東京だらうといふ」ことに気づいて、「結局月潟に越後獅子は居ないといふことになつた」と結論づけている(p.111)。角兵衛獅子が社会問題化されていく過程で、その悪の根拠地として発祥地の月潟を糾弾しようというマスメディアの目があったことが興味深いが、彼は、これは地方農村の旧弊の問題ではなく、首都東京の都市問題だという結論に達してしまうのである。

回顧的な記録からは、明治末期に、村内で獅子の子差別があったことが明確に描かれている。角兵衛獅子史料を村に残すことになる月潟出身の教師関本賢太郎は、戦後、少年の日の思い出として、杉村が訪れたころの月潟の状況に言及している(関本 1963)。杉村記者はわずかに残った親方が旅に出ていると述べているが、関本は、明治44年の時点では、6月24、25日の地蔵祭りに角兵衛獅子一行が戻ってくる慣行はまだ続いていたとしている。しかし、そのころの獅子の子たちへの村人のまなざしは、かなり厳しいものであった。

「獅子の児たちは笑わない。一様に無口で陰気であつた」「村の子供たちとはなじまなかつた」のに対して、村の子供たちは、「『獅子の児と遊ぶとひぜん [引用者注:疥癬のこと]が伝染るぞ』と言って薄気味悪く思つて避けていた」(p.25)というのである。加えて、「村の子供たちさえ之と共通な一種の劣等感を有していた」という。というのは、「かの地方ではわが子を窘める場合『言うことを聞かぬと獅子の児に呉れてやるぞ』というのが母親などの常套語」であり、村の外部では「『あ、月潟か。獅子の児だな。一つしなつて見せろ』とからかわれるのが堪えられない苦痛であつた。これら卑屈な社会意識は獅子の家族たちの間にはいっそう濃厚なものがあつた」(p.26)という。

角兵衛獅子は、都市中間層の教訓として消費されるにせよ、社会事業家に社会問題化されるにせよ、この時期には下層の生業と見なされていた。そして、この時期の渡世稼業に対する視線は、藩の統制からはみ出した下層身分でありつつも都市の秩序に居場所が認められていた江戸期の大道芸人や物乞いたちに対するものとは、異なっていた可能性が高い⁽¹¹⁾。池内(2012)も示唆するように、この下層民への差別感情を含んだ視線が村をも取り巻き、村の中でも獅子への差別感情があったと同時に、村全体が角兵衛獅子の村として差別的視線に見舞われ屈辱感を味わうという構図になっていたのである。

その結果、角兵衛獅子は、東京より先に月潟から消滅していった。関本氏が就学で村を離れている間に、「獅子の人達もまた本場月潟へは姿を見せなくなり、村祭には他から雇われて来た曲芸師の演ずるサーカスが見られる位のもので、伝統ゆかしい往時の郷土色は全く失われてしまった」(p.23)。

近代家族と近代学校制度に囲い込まれた子ども期が規範としても実態としても一部の層から行き渡り始めた明治末期には、角兵衛獅子の実態を描写するのに、「買われた」うえに「虐待」されている「可哀相」「可憐」な境遇の子たちであるという、定型的な語彙がさかんに使われ始める。それは、一方で、その存在との自らとの階層的差異を自明として、中流のすでに確立された子どもらしい子ども期を寿ぐ教訓物語に使われるが、他方で「人道」「人権」の問題として社会問題化され、問題を「絶滅」させ、すべての子に子ども期を与えるための「対策」「法」が要請されるようになっていくのである。ところが、こういった下層民を区別し問題と見る視線が蔑視という形で村に折り返される中で、実態としての角兵衛獅子は、法整備に先んじて姿を消しつつあるのである。

角兵衛獅子は、規範が下層にまで浸透し、法制度が整ったから消滅したというわけではない。まさに一部の層で規範が定着し、子どもらしい子ども期が実現する中で、そうでない層として差別的視線が注がれることが人々から忌避されたから、目に見えるところから消えていったと考えられる。

表3 角兵衛獅子文献一覧③

- [47] 1908.4.9 『読売新聞』「滑稽問答 角兵衛獅子の名称の由来を問ふ」.(角兵衛獅子の由来を解説)
- [48] 1908.6.28 『読売新聞別冊(読み物)』「日曜付録五月雨集 角兵衛獅子」.
- [49] 1908.7.21 『朝日新聞』「途上見聞」.(電車で眠りこける5,7,9歳くらいの獅子)
- [50] 1908.9.28 『朝日新聞』「角兵衛獅子の行倒れ」.(親方に引き渡した、【51】と同じ事件)
- [51] 1908.9.28 『読売新聞』「角兵衛獅子の行倒れ」.(親方に虐待されて飛び出した)
- [52] 1908.11.14 『朝日新聞』「聖代に人身売買 悲惨なる角兵衛獅子 子供を種に食ふ親方」.(娘を芸者にしようと思ったが角兵衛になっていたので取り返した)
- [53] 1910 「越後獅子」『現代児童教訓実話』同文館, pp.83-86.
- [54] 1911.7.14 『読売新聞』「通俗教育(3)珠乗角兵衛獅子」.(【58】に再録)
- [55] 1911.7.25 『朝日新聞』「稼ぐ子供(四)」(倉橋惣三著)。(文明国の恥、救済の必要)
- [56] 1911 「越後獅子」晴光館編集部『現代娯楽全集』晴光館書店, pp.644-645.
- [57] 1911 杉村廣太郎「二〇、越後獅子」『越後記・越佐日記』萬松堂支店, pp.108-112.
- [58] 1912 笹川潔「珠乗角兵衛獅子」『眼前小景』敬文館書房, pp.9-14.
- [59] 1912.6.25 『朝日新聞』「憐れなる角兵衛の貰子」.(5歳で買われ虐待され、逃げ出したが養育院に送られ、養母に連れ戻されて再度逃亡した)
- [60] 1912.6.25 『読売新聞』「角兵衛の保護願い」.(親方の虐待に耐えかねて警察に保護を求める、【59】と同じ事件)
- [61] 1913.3.25 『読売新聞』「三歳の時浚われた男 親を尋ねて途方に暮る」.(親方に誘拐された成人男性が親探し)
- [62] 1913.10.9 『朝日新聞』「秋の行楽」.(秋の行楽の風景として角兵衛獅子を描写)
- [63] 1913 市場鴨村「幼児虐待に就て」『九恵』152 (寺脇隆夫企画監修・橋本理子編集解説 2017 『戦前日本の社会事業・社会福祉資料第1期第9巻 棄児・児童虐待①』柏書房, pp.232-234所収).
- [64] 1913 「女角兵衛獅子」(情報欄)『九恵』153(『棄児・児童虐待①』, pp.242-244).
- [65] 1914 「角兵衛獅子の裏面」『無名通信』6(2): 68-71.
- [66] 1916 翠陽楼歌扇「角兵衛獅子の姉妹」『滑稽の親玉曾我廻家五九郎実演喜劇十八番集』武田博盛堂, pp.142-164.

6 滅び行くものへの愛惜・現実の運動としての展開

——大正末期～昭和初期

(1) 滅び行く芸能へのまなざし

第一次世界大戦の影響もあると思われるが、大正中期に、再び角兵衛獅子の記事や文献の空白がある。そして、興味深いことに、ようやく大正10年(1921)に『大阪朝日新聞』で報じられた際には、角兵衛獅子は、「滅び行く」ものとして語られている【66】。この記事は、由来や江戸期以降の興隆と衰退を描き、「古い伝統的の民衆芸術もだんだん人の興味を惹かなくなり」として、わずかに田中五作なる人物のみが「古き伝統を無自覚的に継承してやつてゐる」としている⁽¹²⁾。この後も、子どもどものころに捨てられたり買われたりした獅子の物語が報道されることはあるが【70】【111】、「可憐な」実態報告中心だった時代から、趨勢は変わったといえる。

大正12年(1923)の権田保之助『娯楽者の群』【69】においても、東京にわずかに残る親方とその獅子の出身や実子か養子かなどを述べた後、「ひつくりかへつて歩いたつて、それは別段特殊な興味をひくものではない。かへつて、瘦せた少年に対する可憐さをそゝるばかりだ、——さういふ観客心理は、遂に角兵衛の衰勢を齎したのであらう」(p.169)と達観している。昭和3年(1928)の『時事新報』の記事【77】(後に中川杏果の名義で【81】に再録)は、詳細に歴史や現状を報告し、後に定番となる情報をまとめあげたものだが、『よく仕込んだもんだ』と感心するよりも、『本当に可哀さうだ』と子のある者などは思はず涙が先に立つ。そこが又親方のつけ目と云つたやうな惨酷な趣があつたので、次第々々に廃れゆくのも尤もの次第である」としている。

報道やルポルタージュにおいて、角兵衛獅子は滅び行くものという前提で由来や実態が紹介されていることに加え、「可憐さ」「可哀そう」という感情を掻き立てる「残酷」さという明治末期から強調された特徴こそが、角兵衛獅子か

ら観客の心が離れ、必然的に衰退するに至った原因だとしているのである。実態として子ども期を享受できない子どもたちが本当に消滅したのかは次節に見るように留保が必要だが、「可哀相」「憐れ」「残酷」といった語彙が、批判され衰退して当然のものという感覚へと結びつくに至ったといえる。

こういった報道やルポルタージュの論調の転換と時を同じくして、昭和初期から郷土史が興隆する。昭和初期に郷土教育が流行した時代背景と重なるのだろう。先述の関村賢太郎は、昭和5年(1930)の随想のなかで、「少年時代、その獅子の産地であるといふだけの理由で月湯村の者であるといふことが、他村の人達に対する甚だしい卑屈の種となった予さへが(中略)全国的に名ある越後獅子を思ひ出の中になつかしむ情を多分に有するに至ったことを、今更自覚せずにははられない」(「越後獅子」【82】、p.107-p.108)、「私の夢は角兵衛獅子の興行で賑った地蔵祭によって彩られてゐる。そして不思議なことには、角兵衛獅子の産地が自分の生地であるといふ当時の深刻な恥しさなど、彼等が減びて行ったと同様に今日私の胸の何処にも見当らない」(「地蔵祭の思出」【101】、p.145)と回想している。明治末期には「恥ずかしい」「卑屈の種」であった角兵衛獅子も、「なつかしむ」対象になる時間が流れたというのである。

そして、関本は、「私はかく思出の中に織込まれた可憐な彼等をあやしくも慕はしく思はれるのであるが、せめて果敢なく滅びた郷土芸術の記念塔を築くつもりで、これから本誌の研究欄に貧しい発表をつづけて行きたいと思ふ」(【96】、p.117)と、「角兵衛獅子の呼称について」【96】、「角兵衛獅子の発祥について」【97】、「川柳に現れた角兵衛獅子」【98】と発表していくことになる。

さらに、このころから、文化文芸として、角兵衛獅子を語り、分類しようとする研究が現れる。江馬務「獅子舞の研究(その二)」【73】は角兵衛獅子を獅子舞の系譜に位置づけようとしており、西原柳雨『川柳年中行事』【76】は江戸期の角兵衛獅子の語を含む川柳を列举、橋正一「越後方言雑考」【99】は、越後獅子にまつわる方言を紹介している。藤田徳太郎『日本民謡論』【108】は、

民謡の角兵衛獅子の起源を確実な範囲で紹介している。昭和2年(1927)に民俗芸術の会が創立され、昭和初期に郷土教育が流行している。こういった時代背景のなかで、角兵衛獅子が伝統と文化文芸の系譜に紐づけられていく。

また、渡辺亮村の研究【88】は、由来に加えて、48種類あったという芸の詳細や、幼いうちに体を柔らかくして覚えねばならない芸である角兵衛獅子の養成方法について述べている。女学生とおほしき林トシの研究【98】も、呼称や由来、歴史、趨勢、長唄版などを丁寧に概観している冒頭で、軽業の内容に触れている。芸の詳細に踏み込み始めるのは、それが失われつつあるからということとだけではないだろう。角兵衛獅子が帰村しなくなってから、地藏祭りに大阪方面の軽業師を呼ぶようになったことは複数の書物で言及されている【81】【82】【98】。10代半ばになった獅子が、大工などのほかに軽業興行に流れていくケースも多いことは経験的に知られており、曲芸という点で、角兵衛獅子は軽業・サーカスと連続的に捉えうるものであった。大正末期から日本の「曲馬団」が次々と設立され、昭和8年(1933)のハーゲンベックサーカス来日あたりから、「軽業」や「曲馬団」は「サーカス」と呼ばれる時代に入っていくが、そちらの系譜にも位置づけられようとするのである。

昭和初期、角兵衛獅子は、「憐れ」で「残酷」だから滅び行くものだという前提でノスタルジックに想起されながら、言説上で、郷土史、芸能・文芸史、サーカス史などの系譜に思い思いに紐づけられていくことになる。

(2) 児童虐待防止法と大衆表象

このようなノスタルジックなまなざしの横で、社会問題化し、「児童虐待」を防止する法案成立を志す運動は、着々と展開していた。大正7年(1918)、内務省に救済事業調査会が設置され、翌大正8年(1919)に「児童保護に関する件」が諮問され、『児童保護に関する施設要綱』が答申される。大正9年(1920)に内務省に社会局が設置され、大正11年(1922)の『本邦社会事業概要』において、「継

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

子、貰子の虐待、其他の放棄児童、獅子舞、軽業、其他備ひ児童の虐使等を予防し、被虐待児童の保護を講ずることは亦極めて重要なり」(【68】、p.129)と明言される。同年の、社会事業家の山室軍平「児童虐待防止運動」【67】でも、「児童虐待の事実」の一類型として「角兵衛獅子、見世物、玉乗、剣舞師」があげられている。「児童保護」の法制度の立案の際、禁止の対象となる「児童虐待」に、「角兵衛獅子」「獅子舞」は位置づけられていった。

昭和5年(1930)の「岩の坂もらい子殺し事件」などを契機に、「児童虐待防止法」制定の機運は一気に高まる⁽¹³⁾。昭和6年(1931)に「児童虐待防止に関する件」が諮問されると、『読売新聞』では【84】、児童虐待防止法案の内容紹介で、やはり「曲馬団、行商、門付け、角兵衛獅子、見世物」と列挙し、翌年の新堀哲岳「街頭少年の話」【89】では、社会問題とされる「街頭少年」のうちの「小遊芸人」に「角兵衛獅子」があげている。

ただ、昭和8年(1933)に行われた帝国議会での審議の議事録自体において、「角兵衛獅子」の語は貴族院の委員会で3回出てきたのみである【90】。法案の文言では「軽業・曲馬」という語が一貫して使われている。これは、大正期に角兵衛獅子は東京でも消滅していると考えられるなか、単に列挙の必要が薄れてきたからと考えられる。

私共幼少ノ時分ニ能ク東京ノ町ノ中ニ角兵衛獅子ト云フモノガヤツテ参リマシタ、今日ハアア云フモノハ此東京ノ町ノ中デ見ルコトガ出来ナクナツタノデアリマスケレドモ、何ニモアレガ無クナツカラト云フテ、現在ノ子供ハ少シモ寂シサナリ、物足りナサヲ感じテ居ラナイ(男爵井田磐楠の発言、【90】、p.225、強調引用者)

議論は、「軽業・曲馬」をめぐる、マストに登ったりする海軍で軽業出身者は評価が高いことなどから、職業訓練上の意義もあり禁止すべきではないの

ではないかとか、いわゆる芸事の厳しい修業と「角兵衛獅子のような」虐待はどこで見極めるのか、親の代わりに稼ぐ孝行を禁じていいのか、現実問題として禁止可能か、などといった点に収斂する。

その結果、「軽業、曲馬其他之に類する危険なる業務にして主務大臣の定むるもの」に児童を雇用することを「何人といえども」禁じていた当初法案は骨抜きとなる。何よりも先進国が整備している「児童虐待防止法」の名を冠した法の制定が優先される中、同様の処置を励行するように政府に訴える付帯決議を貴族院で付されはしたが、曖昧な文言で決着することになる。最終的な法の文言は以下である⁽¹⁴⁾。

第七条 地方長官ハ軽業、曲馬又ハ戸戸ニ就テ若ハ道路ニ於テ行フ諸芸ノ演出若ハ物品ノ販売其ノ他ノ業務及行為ニシテ児童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘発スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

児童の「軽業・曲馬」への使役は社会問題化され法整備に結びついたものの、実質的な子どもの社会的包摂は保障されなかったのである。

事実としては、児童虐待防止法によって角兵衛獅子が消えたわけではない。角兵衛獅子はそれ以前から消えていた⁽¹⁵⁾。ただ一方で、ここで法案が骨抜きになったように、年少者の「軽業」「曲馬」や(この頃以降の言葉で言えば)「サーカス」への使役は続いていた。というのは、児童の軽業が明確に禁止されるのは、戦後児童福祉法第34条4において「公衆の娯楽を目的として、満15歳に満たない児童に軽業又は曲馬をさせる行為」が禁じられるときであるが、その時点で、サーカス団に年少の団員がいることは報告されており、中には身寄りがいない者もいる(上編 1998)。加えて、サーカス団は、団員養成ができなくなると法案に反対している。角兵衛獅子という形は滅びゆく趨勢にあったが、曲芸や見世

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

物の類の、人身売買すら伴う児童労働がなくなったわけではないといえる⁽¹⁶⁾。

(3) かわいらしい角兵衛獅子

同じ頃、中流家庭向けの大衆文化の表象においては、いかにも「子どもらしい」角兵衛獅子が登場するようになっていく。角兵衛獅子の杉作少年が活躍する大仏次郎『鞍馬天狗』シリーズの「角兵衛獅子」が『少年倶楽部』に連載されたのは昭和2年から3年(1927～28)である【75】。

同様に、雑誌のイラストや詩【74】【86】【87】、小説や戯曲【79】【93】【110】になっているが、そこではたいがい、貧困で不幸にも売られてしまった、「かわいそう」だが「けなげ」な角兵衛獅子や、単に正月の風物詩として「かわいらしい」角兵衛獅子が描かれている。角兵衛獅子は、「不幸にも子どもらしい子ども期を与えられていない、子どもらしい子ども」という矛盾した表象として自立する。

明治末期に、角兵衛獅子を「可哀相」で「残酷」としながらも救うつもりなくまなざした先に、このような表象が現れるといえる。近代的孩子観のうち「可愛がり」の系譜、ロマン主義的・童心主義的とも言えるような大衆表象に、角兵衛獅子はこうして位置づくのである。

角兵衛獅子なる子どもの芸人は、人々の目の前からは消えてなくなりつつある。しかし、児童虐待防止法という法が制定されても、おそらく実態としての人身売買や幼い軽業師たちは残り続ける。しかし、角兵衛獅子自体は、こうした実態から切り離されたところで、一方で、滅びゆく郷土芸能として様々な系譜に紐づけられつつ、他方で、かわいくけなげという子ども表象としてしばら

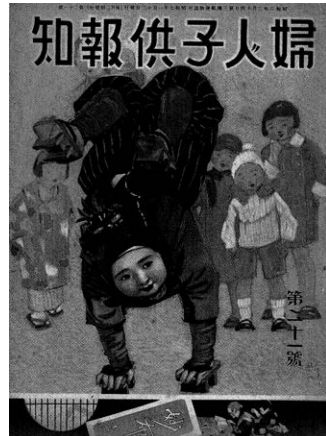


図2 『婦人子供報知』
昭和7年21号表紙

く定着することになる。おそらく、現代につながる復活・文化財化の萌芽はここにあるだろう。

表4 角兵衛獅子文献一覧④

- [66] 1921.7.27-28 『大阪朝日新聞』「滅びゆく越後獅子 上下」.(由来と歴史、現状)
- [67] 1922 山室軍平「児童虐待防止運動」『社会事業』6(5)(『棄児・児童虐待①』, pp.232-234所収).
- [68] 1922 内務省社会局編『本邦社会事業概要』.
- [69] 1923 権田保之助「角兵衛」『娯楽者の群』実業之日本社, pp.166-169.
- [70] 1924.4.2『朝日新聞』「身を沈めた母恋しさにさ迷う角兵衛獅子の子 救はれて母へ照会中」.(角兵衛獅子の親方に貰われた子が母探し)
- [71] 1925 吉田東伍「越後名物角兵衛獅子」『越後之歴史地理』萬松堂新潟支店, pp.10-13. (【13】の再録)
- [72] 1925 「竹内眉山 角兵衛獅子」(口絵)『浮世絵の研究』, 15・16: 11-12.
- [73] 1926 江馬務「獅子舞の研究(その二)附大神楽越後獅子の研究」『民俗研究』69: 1-7.
- [74] 1927 藤田健次(下村泰一・絵)「角兵衛獅子」(詩)『コドモアサヒ』5(1): 10-11.
- [75] 1927-28 大仏次郎「鞍馬天狗 角兵衛獅子」『少年倶楽部』(連載).
- [76] 1928 西原柳雨「角兵衛獅子又越後獅子」『川柳年中行事』春陽堂, pp.367-370.
- [77] 1928.1.17『時事新報』「初春の巷を流す角兵衛獅子の話 越後で起つた郷土芸術」.
- [78] 1928 渡邊波光(岡本帰一・絵)「角兵衛獅子」(詩)『コドモアサヒ』6(1): 18-19.
- [79] 1929 出口瑞月(口述)「角兵衛獅子」『靈界物語 第71巻(山河草木)』天声社, pp.322-342.
- [80] 1930 中川杏果「角兵衛獅子雑考」『民族芸術』3(1): 77-79.
- [81] 1930 中川杏果「角兵衛獅子の話」『民俗芸術』3(1): 80-85. (【77】の再録)
- [82] 1930 関本賢太郎「越後獅子 滅び行くもの」『和同会雑誌』76(関本芦村『折々艸』精興社, pp.107-109所収).
- [83] 1931 『大日本産婆会第4回総会並大会々報』新潟県総合産婆会.
- [84] 1931.6.3『読売新聞』「曲馬団・行商等から影を絶つ薄倅児」.(児童虐待防止法案の内容紹介)
- [85] 1931 関本賢太郎「水難の話」『潮』8(『折々艸』, pp.110-116所収).
- [86] 1932 「角兵衛獅子」(イラスト)『コドモノクニ』11(1): ページ数なし.
- [87] 1932 (表紙絵)『婦人子供報知』21.
- [88] 1932 渡辺亮村「越後獅子角兵衛獅子」『郷土芸術』1(1): 81-85.

- [89] 1932 新堀哲岳「街頭少年の話」『社会福利』16(4)～(6) (『棄児・児童虐待①』, pp.532-561所収).
- [90] 1933.3.22 「第64回帝国議会 帝国議会貴族院児童虐待防止法特別委員会議事速記録 一号・二号」(寺脇隆夫企画監修・橋本理子編集解説2017『戦前日本の社会事業・社会福祉資料第1期第10巻 棄児・児童虐待②』 柏書房, pp.252-265所収).
- [91] 1933 犬丸実「児童虐待防止法」『社会事業』17(6) (『棄児・児童虐待②』, pp.296-308所収).
- [92] 1933 原胤昭「惨虐の苔より幼児を抱きて 被虐待児保護事業創始の苦心を語る」『社会事業』17(6) (『棄児・児童虐待②』, pp.309-320所収).
- [93] 1933 「爰廓色友達 角兵衛獅子」渥美清太郎編・校訂『日本戯曲全集 第二十七巻』春陽堂, pp.446-455.
- [94] 1934 原泰一「序に代えて」児童擁護協会『児童虐待防止法の話』(『棄児・児童虐待②』, pp.505-510所収).
- [95] 1934.3.12 『読売新聞』「涙の角兵衛獅子 舞戻った少年に元主人の情」。(獅子におひねりをあげたら、奉公から逃げた子だった)
- [96] 1934 関本賢太郎「角兵衛獅子の呼称について」『潮』4(『折々艸』, pp.117-124所収).
- [97] 1934 関本賢太郎「角兵衛獅子の発祥について」『潮』5(『折々艸』, pp.125-134所収).
- [98] 1935 林トシ「越後獅子の研究(上)(下)」『高志路』1(5): 17-21, 1(6): 24-30.
- [99] 1935 橘正一「越後方言雑考」『高志路』1(7): 27-29.
- [100] 1935 関本賢太郎「川柳に現れた角兵衛獅子」『潮』6(『折々艸』, pp.135-144所収).
- [101] 1935 関本賢太郎「地藏祭の思出」『潮』7(『折々艸』, pp.145-153所収).

7 芸妓による復活の曖昧な言祝ぎ——昭和11年～戦後

他に失われた様々な芸能を考えれば、角兵衛獅子もこのまま徐々に忘れられていってもおかしくなかっただろう。しかし、そうはならなかったのは、児童虐待防止法制定と時を同じくして、月潟村で角兵衛獅子が「復活」したからである。

昭和8年(1933), 月潟に電車が通る(新潟電鉄線, 1999年廃線)。その新潟交通の奥山亀藏氏(山形出身)が、鉄道敷設作業等であつなりのあつた地元有力者

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

の青柳良太郎氏(1928～32年および1951～61年に村長)に、角兵衛獅子の復活を打診したのである。青柳氏は、明治末期の角兵衛獅子の生き残り、渡辺寅之助氏(小太鼓)、小林信作氏(口上と太鼓)、道見豊信氏(笛)に依頼し、料亭の芸妓に舞を教えて角兵衛獅子を復活させる。月潟は、新潟と燕三条を結ぶ中之口川の水運を背景に、料亭が栄えた村であった。

「子供たちにはとても習わせるふん囲気ではなかった」(新潟日報社 1979: 186-187)という村の中で、芸妓であれば義務教育の問題も児童虐待の問題も回避できる。大道芸や物乞いでもなくなる。当時の若い芸妓の境遇がどのようなものであったかには当然留意が必要ではあるが、角兵衛獅子は10代、20代の女性に習得することができ、お座敷で披露できる形に改変され、復活することとなった⁽¹⁸⁾。

昭和11年(1936)の6月の地蔵祭りで、芸妓による角兵衛獅子は披露される⁽¹⁹⁾。同年新潟放送局開局5周年の放送に出演したらしく、『朝日新聞』で、囃子と芸妓の写真や芸妓12名の名前などともに予告が掲載されている【104】。この「復活」は、メディア上ではひたすらめでたいこととして描かれている。興味深いのは、その喜ばしさに対応するものとしての、そもそも「消滅」してしまった理由が、あまりにも様々に語られているということである。

『北越新報』の記事【102】は、「越後名物として全国的に知られて居る西蒲原郡月潟村の角兵衛獅子舞は近来郷土芸術の勃興につれ昨今絶滅状態に陥つたが由緒あるこの郷土芸術を滅亡させるは甚だ遺憾として地元有力者が献身的努力と斡旋により愈々本年から復活することになり」と、絶滅した理由にも復活が芸妓によることにも触れていない。

『新潟毎日新聞』【103】は、「人智の発達と共に郷民の心理は一変し獅子舞の如き渡世稼業は卑しむべきであるとの観念が熾烈に燃え上がった、め遂に郷土芸能、角兵衛獅子舞は弊履の如く打ち捨てられ、その姿が殆ど同地方から消えうせた」と消滅の理由を差別感情にまとめあげ、芸妓による復活を「先づ更生

「第一歩」として「日頃芸術の守護尊と称される角兵衛地蔵尊を信仰してゐる月潟芸妓の踊妓に教え込」むことになったと説明している。

昭和12年(1937)の正月には『読売新聞』が由来と共に復活を言祝いでいるが、これも理由には触れていない【106】。

幼童達が唄ひ舞ひ狂つた華かにも哀れ深い越後獅子が、三十年もの間、我々の前から姿を消してゐた。越後国西蒲原郡月潟村には、獅子舞渡世を営むものが絶えてゐたのだ。八百年の歴史を持つ越路の獅子舞も永久に雪の下に埋れ終るかに見えた。が、^{〃〃}本年六月、村の有志が遂に立つた(中略)元旦のけふ、我々の祖先と親しみ戯れた角兵衛獅子の発祥の跡をたどり、その復活を祝福しよう。

社会学者の戸田貞三は、『帝国大学新聞』で、「現在では気まぐれな信濃川の洪水もなくなり、村の人々の生活はしだいに安定し、獅子舞渡世をなす者は殆ど残って居ない。その上に一般大衆向きの映画興行が盛んになるにつて、比較的野趣の強い越後獅子を顧る者もなくなつた」とした上で、「最近この郷土味の豊かな芸を保存しやうとする運動が月潟付近に起り、昔の芸人の存命中にその型を小女たちに会得させやうとしてゐる」と紹介している(ちなみに、「昔のやうに生活苦と闘ふ為に、懸命になると言ふ気持がないのであるから、現在習得されつゝあるものがどれ程迄上達するかは疑しい」と評している)【109】。

相馬御風「角兵衛獅子復興」【105】にいたっては、「以前のやうな少年虐待ともいふべき地方巡業渡世のそれではなくして郷土年中行事の還元的復興であることは、一層愉快なことである」(p.224)と「虐待」の問題にも触れつつも、消滅理由として、「以前は稲をつくることだけしか知らなかつた村民が、いつの頃からか梨樹栽培をおぼえ、これを盛にやるやうになつた結果、そしてそれが見事に成功して新潟梨子の声価と需要とが年一年たかまつて来た結果、つひ

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

に他国流浪の好ましからぬ渡世などしなくても済むやうになつたからだといふことであつた」(p.221)と、梨栽培の成功をあげている。

どの説明も、角兵衛獅子が食い扶持確保のための渡世稼業であり、それが村の内外で好ましくないものとされたことを前提にしている。一方、現代の説明が曖昧に採用している、学校制度の浸透や児童虐待防止法によって消滅したなどと述べているものはない。採用されている説明は、村の内外で忌避されたからか、生活が安定して必要がなくなったからといったものである。1点の文献が触れているように、「虐待」にあたるのではないかという理解がなかったわけではないだろう。いずれにせよ、角兵衛獅子稼業がなくとも生きられるようになった村において、事実上こういった問題とは抵触しない形で演じられるようになった角兵衛獅子は、あえて児童虐待にあたるなどと蒸し返されることもなく、滅びたはずの「郷土芸能」の「復活」として歓迎されている。

もちろん村の中では、せっかく消滅した角兵衛獅子を復活させることへの反対は渦巻いていたようだ。後世、「村のなかには、角兵衛獅子舞の復活に反対する意見もあり、青柳さんたちは大変な努力をされたのです」(江部 2006: ページ番号不明)、「『ほれ、またもの好きなかんじん(こじき)が通るわ』などと聞こえよがしに冷笑されたことも、一度や二度ではありません」(青柳氏の回想、新潟日報社編 1979: 185)などと記されている。

この直後、日中戦争が始まり、角兵衛獅子に言及した文献は、昭和16年(1941)の「この角兵衛獅子は震災少し前までは市中で折り―見掛けたのであるが、今日では若いお方は芝居で見るより外話で聞くだけで其容姿もご存知ないのである」【112】(p.24)という言葉が最後に見られなくなる。芸妓による上演が細々と続いていたことは、子どもによる復活前夜の昭和34年(1959)の『毎日グラフ』に、「古い人は、昭和九年から角兵衛獅子を習い始めた」(p.27)として、芸妓演者が6名いることが紹介されていることから伺える。

表5 角兵衛獅子文献一覧⑤

- 【102】 1936.6.18 『北越新報』「角兵衛獅子 郷土芸術として勃興」.
- 【103】 1936.6.28 『新潟毎日新聞』「復興する越後獅子舞」.
- 【104】 1936.11.11 『朝日新聞』「夜は賑やかに 新潟の俚謡 QK開局記念放送」.
- 【105】 1937 相馬御風「角兵衛獅子復興」『糸魚川より』春陽堂, pp.220-224.
- 【106】 1937.1.1 『読売新聞』「稀らしや！雪の越路の『角兵衛獅子』30年ぶりにめでたく復活！」.
- 【107】 1937.1.17 『朝日新聞』「獅子舞ひのお話 地方によつてはお祭りや雨乞ひにも踊る」.
- 【108】 1938 藤田徳太郎「角兵衛獅子その他」『日本民謡論』萬里閣, pp.235-238.
- 【109】 1939.7.18 戸田貞三「角兵衛獅子」『帝国大学新聞』.
- 【110】 1939 吉田絃二郎「悲しい角兵衛獅子」『山の子海の子』第一書房, pp.25-47.
- 【111】 1941.4.12 『朝日新聞』“角兵衛獅子”に春 伏見丸同乗船客の助けで30年振に父とも再会」.
- 【112】 1941 伊坂梅雪翁「江戸の名残り行商と大道芸人(三)」『武蔵野』29(7): 20-25.

8 規範の穴だらけの浸透・逃げる現実 ——「子どもの誕生」図式を超えて

開国から日中戦争期までの角兵衛獅子の資料を追ってみたところ、やはり、子どもはかわいらしく学校に行く存在だ(「可愛がり」と「激昂」という感覚が中流からより広範な層へと単線的に広がったわけでも、そのような子ども観(理想・規範)が制度として整備されて実態へ反映された結果として角兵衛獅子がなくなったわけでもない。

開国直後に人身売買を批判し、子どもに身体の保護や教育を受けさせるべきという海外のまなざしを反映した法令や議論があっても、それは運動へと結集することなく消え、実態としての角兵衛獅子は存続してしまう。明治20年ごろから、実態が報道やルポルタージュで可視化され、越後地方の名物として由来が探られるようになるが、明確な変化が訪れるのは明治30年代後半である。

学校教育も浸透し、かわいがられ、教育を受ける時期としての子ども期という感覚が都市中間層に広まり始めたころ、そこからこぼれ落ちている角兵衛獅子たちは「可哀相」「憐れ」「残酷」と見なされつつ、一方で階層差を自明とした中間層の子どもの教訓として消費され、他方で社会事業家によって改良されるべき社会問題に位置づけられていく。しかし、実態としての角兵衛獅子は、規範が浸透し法制度が整うより前に、まさに一部の層で規範が定着し、子どもらしい子ども期が実現したことの^効^果^と^し^て、そうでない層として差別的視線が注がれるという面を持ちながら、人々から忌避されたから、減んでいく。

大正末期から昭和初期になると、角兵衛獅子は滅びゆくものという前提で、実態とは別に、郷土史や芸能・文化史、サーカス史など様々な系譜に紐づけられていく。「虐待」の事例として列挙されて児童虐待防止法に結実するが、法案は骨抜きにされる。角兵衛獅子なる業態はすでに消滅しつつあるが、曲芸・曲馬・サーカスといった形で、おそらく人身売買も児童労働も残存する。こうしたなか、ロマン主義的・童心主義的で「かわいらしい」大衆表象として定着していく。そして、もはや獅子を必要としなくなった村において、角兵衛獅子は奇妙な形で復活を遂げる。「虐待」でありえる可能性を回避した形で、村民の微妙な感情を内包したまま、一度は滅びたはずの郷土芸能の復活として曖昧に言祝がれる。

学校制度が浸透し、児童虐待防止法が制定されても、実態としての悲惨な境遇の子たちは消えきらず、その過程で浮上した下層の人々への蔑視も残り続ける。そのなかで、実態とは切り離された形で、一方で、伝統的な郷土芸能やサーカスの系譜に言説上結びつけられ、他方で「子どもらしい子ども期を享受できない子どもらしい子ども」という矛盾した大衆表象として、角兵衛獅子は残り続けている。

重要なことは、子どもへの近代社会に特徴的な感覚・心性がかなりの程度浸透して、そこからこぼれ落ちる子どもたちが社会問題化され法制度が整えられ

でも、その法制度自体穴だらけのものであり、実態としてそこに包摂されない子どもたちも、彼らに対する差別・忌避感情も残るという、あたりまえの事実である。むしろ、近代的な子ども観が浸透すると、それを享受できない層が蔑視の対象として立ち現れてくるという構図になっている。そのようななか、現実と切り離された言説・表象としての角兵衛獅子は、郷土芸能やサーカスやけなげでかわいらしい子どもといった思いの文脈で解釈される存在となっている。

制度史、心性史、表象文化史、実態史といったそれぞれの形で見た場合、ある程度単線的に見えかねないが、「近代的孩子観の誕生」そして「浸透」と言われてしまう歴史は、おそらくこのような、規範の社会意識上・法制度上の浸透と浸透しそこない、表象としての自立と実態のすり抜けとして描き直せる。ドンズロ(1977=1991)が、ドゥルーズの議論に想を得つつ、家族と子どもを取り巻く「保護複合体」の成立と様々な「逃走線」という形で「家族に介入する社会」の誕生の歴史を描いているが、そのメタファーを借用すれば、子どもの誕生とされてきた歴史は、このような穴の多い複合体の曖昧な構築とそこから逃げていく物・言説・表象・人・感覚という形で描き直されていく必要があるのではないだろうか。

註

- (1) アリエスの議論自体は、良くも悪くも詳細で、多分に曖昧なところを含んでいる。アリエスが示した子どもへの感覚(心性)の変容は多岐にわたる。
- (2) あえて事情を記せば、本稿は偶然的産物である。「子どもの誕生」図式を問い直す作業の一環として、明治初期の「人身売買」、大正・昭和期の「児童労働」「児童虐待」の文脈で類出する、印象深い名前の子どもの軽業師「角兵衛獅子」について、ごく簡単に確認しておくつもりで、新潟市での研究会のエクスカージョンとして新潟市南区月潟の郷土物産資料室を訪問した。その結果、この流転を詳細に知るに至り、これはまさに、「子どもの誕生」というほど簡単ではない社会意識と実態の歴史と現在を考える好例ではないかと直感されたため、急遽調査を行うこととしたというのが経緯である。当然、「子どもの誕生」図式の問い直し自体は、角兵衛獅子の歴史の追尾だけで完成するものではない。本稿はあくまでも一例として、この数奇な事例を再構成することを目的としている。

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

- (3) すべての資料は、共同研究者である高橋靖幸・土屋敦との共同作業で収集した。このような愚直な作業は、オンラインデータベースや資料集成の整備を背景にしたものであり、今後角兵衛獅子研究を志す方が現れた場合のために、参考とした資料はすべて一覧表の形で掲載していく。ただし、長唄や笛などの楽譜類は、筆者の分析能力を超えているため除いてある。また、この調べ方では、角兵衛獅子が主題ではない文献は大きく抜け落ちていると推測される。とりわけ、「獅子舞」などの略称で書かれた場合や、児童労働や児童虐待の例として一語だけ列挙されている場合、詩や児童文学などの文芸作品の中に登場する場合、地方誌の記事などは、本稿ではフォローしきれていないことに注意されたい。なお引用に際しては、旧字体を新字体に、変体仮名を現行の平仮名に改めている。
- (4) 後述のように、筆者が確認できたのは、8月7日の布達である。
- (5) 角兵衛獅子についての研究は、上述の郷土史家による既存資料の整理のほかは、獅子舞や神楽の系譜として検討したり、獅子を題材とした川柳を分析したりする芸能や文学の研究が多い。復活時期になってくると、それが伝統芸能か否かや今後の継承可能性を論じたり、観光対象として取り上げたりする記事なども増えてくる。これらは、先行研究というよりはむしろ、「復活」期を描く際の時代ごとの言説として取り扱うべきと考える。なお、ここで述べたような子ども観の歴史を観る視角については、元森絵里子(2018)で論じているので参照されたい。
- (6) 厳密にいうと、角兵衛獅子発祥の地とされるのは、江戸期の範域でいう月潟村である。この月潟は、明治12年(1879)に新潟県西蒲原郡に位置づけられ、村の合併が進む過程で、明治22年(1889)に秋津村大字月潟、明治39年(1906)に月潟村大字月潟となった。いわゆる「平成の合併」で、平成17年(2005)に新潟市に編入され、平成19年(2007)の政令指定都市化により、新潟市南区月潟となった。したがって、ここで記されている数値は、明治初期のものは後の大字月潟となる江戸期の月潟村のものと推測される。20世紀以降の聞き書きによる数値は、大字月潟と平成の合併前まで存在した月潟村との区別が曖昧であるが、現地聞き取りによれば、昭和期まで角兵衛獅子は大字月潟のものとしていたとのことであるので、どちらにしても大きな差異はないと思われる。
- (7) この記事が、この時期で例外的に「可憐」という語を使っているものである。「可憐」のレトリックが定着し広まるのは、次に見るようにもう少し後となる。
- (8) 同欄は、1905年6月26日に「坊ちゃん、お嬢さんへ『小供の新聞』を7月1日より毎号掲載」と予告されて始まり、「子供の新聞」と表記を変え、1910年3月13日まで週1回継続している。1916年3月19日「コドモノシンブン」「こどものしんぶん」として復活し、1928年6月17日まで続いているようである。
- (9) 一例しかないので断言はできないが、この時期の辞典記述においては、獅子舞が大道芸、軽業となり、獅子は虐使され、東京の道路取締の厳格化で木賃宿を徘徊するに

角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか

- 至ったと、単なる由来から下層社会の民となるまでが説明されており(『現代娯楽全集』【56】、明治20年代の起源探しとは異なって来ているように見える。
- (10) こうして「児童虐待」の意味の範囲が、それまで風俗として受け流されていた「大道芸」を含む児童労働分野へと広まった(構築主義的に言えば「ドメイン拡張」した)という点については、橋本理子(2018)も高橋靖幸(2018)も述べている。本稿が強調したいのは、それが社会問題化せず教訓話に利用されたり、引き続き風俗としてやりすごされたりするのと並行した出来事だという点である。
 - (11) 江戸期の大道芸人とその身分については先行研究が多いが、たとえば中尾健次(2016)などを参照のこと。
 - (12) 同記事では、この田中氏の言葉として、「子供時代には小学校で生徒が逆立ち・綱渡り・人梯子をやった」「日露戦争後はズンと減つて」という言葉が紹介されている。小学校の義務化と角兵衛獅子稼業は、この人物の中では両立していたらしい。
 - (13) 「もらい子殺し」と「軽業・曲馬」とは、棄児・人身売買という点で重なりつつ、前者は継子いじめ等とつながり、後者は児童労働の問題系と重なるという点ではずれている点も持つ。これらが、当時の「虐待」の語(参照された英国法原語はabuseではなくcrueltyである)においてどう離合集散しているかは、高橋(2018)などを参照のこと。また、児童労働禁止に対する反対論の概要も同論文でわかる。
 - (14) この法において「児童」とは「14歳未満」と定義されている。
 - (15) この頃から児童虐待防止法関係の文書で「角兵衛獅子」の子が出てくるケースは、成人した受刑者が幼児期に棄てられたり買われたりして角兵衛獅子をしていたという事例に入れ替わっていく【92】【94】。
 - (16) 昭和8年(1933)の「大日本産婆会」は、新潟で行われたらしい。その余興が「長唄越後獅子」であった【83】。産婆会の余興が、育てられない子の人身売買や虐待として批判された角兵衛獅子であったことは皮肉である。
 - (17) 河原和枝(1998)は、童心主義の代表『赤い鳥』の子ども観を、「良い子」「弱い子」「純粋な子」だと分析している。まさに、そのような角兵衛獅子たちの表象が描かれていくことになる。
 - (18) なぜ「復活」が提案されたのかは、文献からも、現地聞き取りからもわからなかった。唯一見つけられたのは、「青柳さんは賛成したときの気持ちを『芸は尊いですけどのお』と一言で説明する」(1970.3.29『読売新聞』)という、青柳氏に直接尋ねても確とした答えを得られなかったらしい記者の言である。よそ者の奥山氏が何を思って復活を打診したのかにいたっては、まったくヒントが得られなかった。
 - (19) 江戸時代から、角兵衛地蔵尊に対し、角兵衛獅子の一行が地蔵祭りで芸を奉納して、芸の向上と道中の安全を祈願したといわれている。新潟電鉄線の開通で移転させられた地蔵尊は、「新潟電鉄会社重役の寄進により壮麗なる堂宇を再建して」【102】いる。

参考文献

※同時代資料については、本文各章中の一覧表を参照のこと。

1959「民族の遺産を求めて」『毎日グラフ』(4月26日号), pp.24-27.

アリエス, P. 1960=1980『〈子供〉の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』(杉山光信・杉山恵美子訳)みすず書房.

カニングム, H. 2005=2013『概説 子ども観の社会史—ヨーロッパとアメリカからみた教育・福祉・国家』(北本正章訳)新曜社.

ドンズロ, J. 1977=1991『家族に介入する社会—近代家族と国家の管理装置』(宇波彰訳)新曜社.

江部保治(横山信子・画) 2003『ビジュアルふるさと風土記⑤ 越後・月潟角兵衛獅子ものがたり』考古堂書店.

橋本理子 2018「解説 棄児・児童虐待」寺脇隆夫企画監修・橋本理子編集解説『戦前日本の社会事業・社会福祉資料第1期第9巻 棄児・児童虐待①』柏書房, pp.7-19.

池内恵那 2012「変容する角兵衛獅子—近代の都市空間=東京の中で」『広島大学日本語教育研究』22: 62(1)-55(8).

上笙一郎編 1998『日本人どもの歴史叢書22 年少者の特殊雇用慣行・サーカスに働く年少者・少年職業紹介施設及取扱成績』久山社.

河原和枝 1998『子ども観の近代—『赤い鳥』と「童心」の理想』中公新書.

小湊米吉 2000『角兵衛獅子—その歴史を探る』高志書院.

近藤忠造編 1997『郷土芸能—角兵衛獅子』月潟村・月潟村教育委員会.

元森絵里子 2018「子ども観の変容と未来—子どもの多様性発見の時代, 子ども社会学は何を問うべきか」日本教育社会学会編(稲垣恭子, 内田良責任編集)『教育社会学のフロンティア 2 変容する社会と教育のゆくえ』岩波書店, pp.189-208.

中尾健次 2016『江戸の大道芸人』ちくま文庫.

新潟日報社編 1979「角兵衛獅子の歌—青柳良太郎」『新潟民間書き帳』新潟日報事業社, pp.165-187.

新潟市南区産業振興課「新潟市指定無形民俗文化財 越後月潟角兵衛獅子の由来」(郷土物産資料室パンフレット, 2017年9月14日入手).

関本賢太郎 1963「滅びた角兵衛獅子(随想)」『越佐研究』20: 22-28.

高橋靖幸 2018「昭和戦前期の児童虐待問題と「子ども期の享受」—昭和8年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究」『教育社会学研究』102: 175-194.

月潟村誌編輯委員会編 1978『月潟村誌』月潟村.

【付記】本研究は、JSPS科研費17K04695の助成を受けたものである。

Abstract in English

The Disappearance of the Kakubei-Jishi Child Performers: Rethinking the Construction of Modern Childhood

Eriko MOTOMORI

Kakubei-jishi is a type of child performance that originated in Tsukigata Village, Niigata, Japan. These indentured child acrobats or contortionists are said to have disappeared during the course of modernization, when children started being expected to go to school and supposedly being protected from cruelty such as trafficking and child labor. This can be seen as the trickle-down phase of “modern childhood,” since it reached children who were the most miserable, but this study, by scrutinizing historical discourses on these entertainers, illuminates an alternate polyphonic history.

In the late 1890s, when modern childhood began to prevail, society began to view kakubei-jishi as objects of pity. Social philanthropists considered their existence to be a “social problem” and coined the term “cruelty to children” in response. Middle class families, however, only used these pitiful children as examples to inspire their own children to be thankful for their circumstances, behave better, and study harder. Meanwhile, the acrobats began to disappear, not because they were protected but because the job was regarded with disdain and became obsolete. The Prevention of Cruelty to Children Act was finally enacted in 1933 but did not clearly prohibit child acrobats and trafficking, which left some children working in

newer businesses such as Western-style circuses. Ironically, during the 1920-30s, kakubei-jishi began to be praised as a vanishing local performing art, and appeared in novels and films as popular, romanticized representations of a pitiful but innocent childhood — even though many real children at the time were being excluded from such a “childlike” childhood.

Modern childhood has not permeated society in a linear way. Importantly, even when modern sentiments toward childhood began to prevail, children without a childlike childhood were not truly protected, and even began to be discriminated against. We should examine how the concept of modern childhood was constructed as a complex of various viewpoints and agendas — with many elements missing.